

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 〈第 1 章 総則〉（略） 〈第 2 章 d カード 契約の締結〉 第 4 条～第 1 0 条（略） 第 1 1 条（総利用枠・各利用枠） 1 ～ 9 （略） 1 0 当社は、本条第 6 項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることがあります。但し、第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めたとき（本会員から異議のある場合を除きます）は、増額をすることがあります。 第 1 2 条～第 1 4 条（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉（略） 〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉 第 3 2 条（d カード利用代金等の支払い及び決済口座） 1 本会員は、各会員がショッピングサービス又はキャッシングサービスを利用した場合、当社に対し、d カード利用代金をお支払いいただきます。	本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 〈第 1 章 総則〉（略） 〈第 2 章 d カード 契約の締結〉 第 4 条～第 1 0 条（略） 第 1 1 条（総利用枠・各利用枠） 1 ～ 9 （略） 1 0 当社は、本条第 6 項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることがあります。但し、第 2 項第 1 号及び第 2 号の利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めたとき（本会員から異議のある場合を除きます）は、増額をすることがあります。 第 1 2 条～第 1 4 条（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉（略） 〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉 第 3 2 条（d カード利用代金等の支払い及び決済口座） 1 本会員は、各会員がショッピングサービス又はキャッシングサービスを利用した場合、当社に対し、d カード利用代金をお支払いいただきます。

2 本会員が当社に支払うべき d カード利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務（以下「d カード利用代金等」といいます）は、本会員が支払いのために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み（以下本会員が支払いのために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます）によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座（以下「当社指定口座」といいます）への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。なお、振込み等により d カード利用代金等を当社指定口座へ入金する場合、金融機関から当社指定口座に入金された日にお支払いいただいたものとして取り扱います。 <u>（削除）</u> 3 第 8 6 条に定めるキャッシングリボの返済元金及び第 9 1 条に定める海外キャッシュサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第 1 1 条第 3 項の未支払残高に含めて扱うものとします。 第 3 3 条～第 3 7 条（略） 第 5 章・第 6 章（略） 第 2 部 ショッピングサービス（略） 第 3 部 キャッシングサービス（略） <u>附則（2024年7月18日）</u>	2 本会員が当社に支払うべき d カード利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務（以下「d カード利用代金等」といいます）は、本会員が支払いのために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み（以下本会員が支払いのために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます）によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座（以下「当社指定口座」といいます）への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。なお、振込み等により d カード利用代金等を当社指定口座へ入金する場合、金融機関から当社指定口座に入金された日にお支払いいただいたものとして取り扱います。 <u>3 本会員とご利用携帯電話番号の契約名義人及び当該回線契約に係る料金の支払口座（以下「携帯電話料金支払口座」といいます）の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨を申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関についてはこの限りではありません。</u> 4 第 8 6 条に定めるキャッシングリボの返済元金及び第 9 1 条に定める海外キャッシュサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第 1 1 条第 3 項の未支払残高に含めて扱うものとします。 第 3 3 条～第 3 7 条（略） 第 5 章・第 6 章（略） 第 2 部 ショッピングサービス（略） 第 3 部 キャッシングサービス（略）
---	---

1 この改定規約は2024年8月1日より実施します。

【別紙】

【キャッシングサービス】

1.キャッシングリボ・海外キャッシングサービスのご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてdカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	×	—
あとからキャッシングリボの申込みを行い、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

(略)

2.キャッシングリボ・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等 (略)

【別紙】

【キャッシングサービス】

1.キャッシングリボ・海外キャッシングサービスのご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてdカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	×	—
あとから申込みを行い、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

(略)

2.キャッシングリボ・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等 (略)

【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）	【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）
---	---